

静岡県告示第511号

漁獲共済（2号漁業）における区域及び区分の設定（平成16年1月9日静岡県告示第32号及び平成16年6月11日静岡県告示第668号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

平成29年6月20日

静岡県知事 川勝平太

1 平成16年1月9日静岡県告示第32号の表中

「

区 分
① 下田市須崎地区で営むその他小型釣延縄漁業（使用する漁船の総トン数10トン以上20トン未満）
② 下田市白浜地区で営む小型合併漁業のうち主としていか釣を営む漁業
③ 下田市白浜地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
④ 下田市白浜地区で営む小型合併漁業のうち主として②、③以外のその他漁業
⑤ 下田市外浦地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
⑥ 下田市外浦地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
⑦ 下田市須崎地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
⑧ 下田市須崎地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
⑨ 下田市のうち白浜、外浦、須崎、吉佐美及び田牛を除く地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
⑩ 下田市のうち白浜、外浦、須崎、吉佐美及び田牛を除く地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
⑪ 下田市吉佐美地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
⑫ 下田市吉佐美地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
⑬ 下田市田牛地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
⑭ 下田市田牛地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業

を

「

区 分
① 下田市白浜地区で営む小型合併漁業のうち主としていか釣を営む漁業
② 下田市白浜地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
③ 下田市白浜地区で営む小型合併漁業のうち①、②、②以外のその他漁業
④ 下田市外浦地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業

」

- ⑤ 下田市外浦地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ⑥ 下田市須崎地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ⑦ 下田市須崎地区で営む小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業
- ⑧ 下田市須崎地区で営む小型合併漁業のうち⑥、⑦以外のその他漁業
- ⑨ 下田市須崎地区で営む小型キンメ立縄釣漁業  
小型キンメ立縄釣漁業  
(総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して主として立縄によりキンメを釣ることを目的とする漁業)
- ⑩ 下田市下田地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ⑪ 下田市下田地区で営む小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業
- ⑫ 下田市下田地区で営む小型合併漁業のうち⑩、⑪以外のその他漁業
- ⑬ 下田市下田地区で営む小型キンメ立縄釣漁業
- ⑭ 下田市下田地区で総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して主として底立はえ縄によりキンメ釣を営む漁業
- ⑮ 下田市下田地区で総トン数20トン以上50トン未満の漁船を使用して主として底立はえ縄によりキンメ釣を営む漁業
- ⑯ 下田市下田地区で総トン数50トン以上100トン未満の漁船を使用して主として底立はえ縄によりキンメ釣を営む漁業
- ⑰ 下田市吉佐美地区で営む小型合併漁業のうち主として一本釣を営む漁業
- ⑱ 下田市吉佐美地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ⑲ 下田市田牛地区で営む小型合併漁業のうち主として刺網を営む漁業
- ⑳ 下田市田牛地区で営む小型合併漁業のうち⑱、㉑以外のその他漁業
- ㉑ 下田市白浜地区及び田牛地区で営む小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業

に改める。

2 平成16年6月11日静岡県告示第668号の表中

「

区 分
② 小型合併漁業のうち主としてキンメ釣を営む漁業

を

「

区 分
② 小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業

に改める。